

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日

2. 計画内容

I 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

[目標 1]

男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

平成 27 年 12 月～ 育児休業に関する社内規程を事業場等に備え付け、従業員に周知する。

[目標 2]

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

平成 27 年 12 月～ 関係法令及び育児・介護に関するリーフレット等を事業場等に備え付け、従業員に周知する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

[目標 3]

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

平成 27 年 12 月～ 年次有給休暇の取得の促進について従業員に周知・啓発を実施する。

平成 28 年 1 月～ より取得しやすい環境を整備するため、乗務員の採用を強化する。

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」

女性従業員の個性と能力が十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 【計画期間】 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2. 【目標】

係長級の女性従業員を現員 0 人から 2 人以上登用する。

【取組内容】

- ① 女性従業員の積極的な採用に努める。
- ② 女性従業員を積極的に役職者へ登用する。